

平成31年3月22日

平成31年第3回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

平成31年3月22日玉川村就業改善センター1階産就室に於いて第3回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員

(12名) 1番 高林きくみ 8番 佐久間悦男
2番 石森 博信 9番 草野 陽子
3番 渡邊 利秋 10番 阿部金四郎
4番 須藤 安昭 11番 関根 春雄
5番 関根 恵二 12番 角田 守之
7番 小針 金之 13番 眞弓 泰行

◎ 欠席委員 6番 石井 清藏、14番 鈴木 好市

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 須田 潤一 係長 増子 広行

◎ 本日午後1時30分、須藤職務代理が開会を宣言した。

◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。

◎ 会長あいさつ。

◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。

◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した。

7番 小針 金之 8番 佐久間悦男

- ◎ 議長 それでは議事に入ります。議案第6号農地法第3条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議長 事務局より説明がありましたが、議案第6号番号1の調査結果について、調査員の草野陽子委員より報告をお願いいたします。

◎ 9番委員 議案第6号番号1について、調査報告します。

(草野陽子)

3月18日、私と宗形辰一推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。

申請地は、南須釜字北ノ宿■■番■、■■番■、蔵ノ前■■番■で、地目は全て田であります。

場所は議案書を参照して頂きたいと思います。

現地確認後、譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんに話を伺いました。

譲受人の■■■■さんは、自宅から近距離にある当該農地を取得して、農業経営の拡大を図りたいと考えており、譲渡人の■■■さんに相談したところ、お互いの意向が一致した事から今回、所有権の移転に向けた農地法第3条の申請になったとの事であります。

譲受人の耕作する面積は、下限面積である10aを超えており、また、農業従事日数等についても条件を満たしております。さらに地域との調和要件についても地域の取り組みに協力、調整を行うとの事であります。

両人とも承知しており、特に問題は無いものと思われまます。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の草野委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。
- (なしの声あり)
- ◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第6号番号1を提案どおり決定することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第6号番号1については、原案どおり可決されました。
- ◎ 議 長 次に、議案第7号農地法第5条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- (朗読・説明)
- ◎ 議 長 事務局より説明がありましたが、議案第7号番号1の調査結果について、調査員の須藤安昭委員より報告をお願いいたします。
- ◎ 4 番委員 (須藤安昭) 議案第7号番号1について、調査報告します。
3月18日、矢吹洋一推進委員、事務局2名とともに現地確認をしました。
申請地は、小高字江平■■番■で、地目は公簿が畑で現況は休耕中です。
場所については議案書を参照して下さい。
現地確認後、譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんに話を伺いました。
譲渡人の■■■■さんは譲受人の■■■■さんの実父です。
申請地は、平成22年に農地法第5条の許可を県から受けた土地であり、その後融資が停滞したことにより住宅建築が進まず現在に至っております。
今回、融資の用途が立った事から、事業を承継して再度、農地法第5条の許可申請になったとの事です。
申請地はあぶくま高原道路の玉川インターチェンジから300mの範囲内にあり、第3種農地に該当すると思われ、転用は可能な農地であります。また、建築する事により周辺農地への日照等支障を及ぼすおそれはなく、排水処理については合併処理浄化槽を経由して既存排水路へ、雨水については東側の既存側溝へ流す計画をしており、心配ないと思われれます。
両人とも承知しており、問題はありません。
以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。
- ◎ 議 長 ただいま調査員の須藤委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

- ◎ 12 番委員 (角田守之) 今回、このパターンは初めて出てきたと思いますが、平成22年に許可をもらって農地を取得したわけですね。その時に農地転用になったのだと思うのですが、農地が未だに残っているという事は、農地転用しなかったという事なのでしょうか。
- ◎ 事務局 今回、初めてのケースであります。県から許可を平成22年に受けております。その時に既に農地法からは外れていて、そのタイミングで地目変更なりをして農地でないようにすればよかったです。その事業が進まず、地目もそのまま畑で残っております。
- 県に確認したところ、当時、許可が出ていたのは、譲渡人の■■さんであり、息子さんの■■さんに許可したわけではないので、息子さんが家を建てるのであれば、現在、村が権限移譲を受けているため、許可権者である村農業委員会に改めて5条申請をして下さいという動きになりました。
- ◎ 12 番委員 (角田守之) 当時、許可をもらってやらなかったという事ですが、それに対して行政的な指導をされるような事はなかったのでしょうか。
- ◎ 事務局 本来であれば、許可を受けて、完了報告書の提出が求められます。事業実施者である■■■■さんに何度も催促はされていると思われませんが、完了していないため提出できない状況が続いておりました。
- ◎ 8 番委員 (佐久間悦男) 現況としては畑という事なので、農業委員会としては、地目変更を出してもらい必要があるのではと思いますが。
- ◎ 事務局 農業委員会に地目変更の届出をしてもらいというのではなく、農業委員会としては、農地法第5条の申請があったものに対して許可を出し、それを受けてその方が法務局で地目変更をするという流れになります。
- ◎ 7 番委員 (小針金之) 現況が畑である所に、地目変更しなければ建物を建てられないのではないのでしょうか。
- ◎ 事務局 一般の畑を宅地にするのと同じ手続きです。まずは農業委員会で許可をして、今回宅地にするという許可を与えるという事でございます。
- 建物が実際に建てば手続き上、地目変更して宅地にする事ができます。現況は休耕中でも建物が建っていないため、現況で地目変更はできません。
- この許可を受けてから、地目変更の手続きができるようになります。
- ◎ 議長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第7号番号1を提案どおり決定することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- ◎ 議長 異議なしと認め、議案第7号番号1については、原案どおり可決されました。

◎ 議 長 次に、議案第8号非農地判断についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問がある方はお願いいたします。

◎ 8 番委員 事務局で説明のありました農地については、四辻新田と山小屋の集落
(佐久間悦男) 営農に関わる農地に入っていないという認識でよろしいでしょうか。

◎ 事 務 局 入っておりません。

◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第8号を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第8号については、原案どおり可決されました。

◎ 議 長 次に、議案第9号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問がある方はお願いいたします。

◎ 12 番委員 今回、竜崎地区から数多く利用権設定が出てきましたが、何か関係が
(角田守之) あるのでしょうか。

◎ 事 務 局 今回、利用権設定があったものについては、以前より貸し借りをしていた農地でありまして、正式に手続きしたいという内容でありました。先月の総会で利用権設定を行った方が、周辺の農家の方へ正式に届出した方がよいと声をかけてくださったようであります。

◎ 議 長 他に何かございませんか。

(なしの声あり)

◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第9号を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第9号は、原案どおり決定いたします。

- ◎ 議 長 次に、議案第10号 平成30年度農地の利用状況調査結果等に基づく別段面積の設定・修正の必要性の検討についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。
- (朗読・説明)
- ◎ 議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問がある方はお願いいたします。
- ◎ 12 番委員 (角田守之) この面積なのですが、これ以上上げる事も可能なのでしょうか。
- ◎ 事 務 局 下限面積を下げる事は可能です。これまで泉地区が30a、須釜地区が10aでしばらく設定してきましたが、泉地区では色々な方が入ってきて農地を荒らされたりしないように30aとしてきました。
須釜地区が10aというのは、国に特区の申請をして認定を受けおり少ない農地面積でも容易に農業をやり易くしております。
県内でも農地付き空き家として1aからでも農業を始める事ができる町村もある事から、農業委員会で決定すれば下げる事はできますが、下げる事で、転用・転売目的で取得したりという恐れがあるので慎重にやらなければいけないと考えております。
- ◎ 12 番委員 (角田守之) 農業新聞を見ていたのですが、5月15日ですから大分前の情報ですが、兵庫県のある所で0.01aから農業を始められるという記事がありました。これは空き家とセットで就農してもらうという内容です。
0.01aのような小さい面積で、こんな事ができるのかなと感じたものですから、質問した所です。
- ◎ 事 務 局 農業委員の皆様から、下限面積を下げしてほしい等の話があり、見直しが必要であろうとなれば、この会議で決定してまいります。
今一つ話があるのは、平成31年度から地域おこし協力隊で農業支援員を募集しております。
自分で農業をやってみたい人が玉川村へ来て、色々な農家の方の所へ行って、農業を教えてもらい、やがて農地を借りる等して自立するようになれば、面積要件が引かかってまいります。
その際に面積を見直して容易に就農できるようにしていけばいいのかなと思っております。
- ◎ 12 番委員 (角田守之) 農業をやるには収支を考えなければいけません。最低限でも30a位ないと経営が成り立たないという事で、以前から泉地区で設定していると思われま。
- ◎ 事 務 局 今の所、不平・不満は出てきておりませんので、そういった話が出てから検討していけばよいと考えております。
- ◎ 7 番委員 (小針金之) 玉川村では現在、空き家の中で何軒位、農家を離脱した家があるのか把握しておりますか。

- ◎ 事務局 現在、農家の空き家が何軒あるかは統計はとっておりません。
ただ、各地区へ空き家・空き地バンクはないですかと探している所で、地域からあがってきた空き家について聞いてみると、一年に1、2回は帰ってきてるから、貸せない売れないという話になってしまい、中々ない状態であります。
- ◎ 7番委員 (小針金之) 自分の部落を見ても、40代の後継者が結婚をしないで、サラリーマンでおります。その親達が農家を経営している。その人はもう60～70代で、息子は農業を継がない。もう親達で農業は終わりだと言っている。これから5～10年度の先は見えている。各部落でも同じだと思いますが、川辺でも40～50軒は外へ出ていくものと思われる。
- ◎ 事務局 今後、村でも中々進みませんが農振の見直しを行う予定です。
見直しに当たってはアンケート調査も行う事から、先程話がありました件も踏まえながら、進めてまいりたいと思います。
- ◎ 議長 他に何かございませんか。

(なしの声あり)
- ◎ 議長 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第10号を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)
- ◎ 議長 長 異議なしと認め、議案第10号は、原案どおり決定いたします。

本日の議事は以上でございます。次に番号6のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

6 その他

1. 次回総会日程(案)

次回の総会は平成31年4月24日水曜日、午後1時30分から場所は玉川村役場北庁舎1階会議室で決定。

2. 農業委員会の適正な事務実施について

農地法により、年間の活動計画及び事業実績の点検評価を行う事が定められており、内容を検討した結果、原案のとおり決定。

今後、1ヶ月の閲覧期間を経て4月総会で決定。

3. その他

○報酬支払

報酬の積算方法は活動記録を基に計算。

○全国農業新聞

未購読の方へ定期購読を推進。

○農業者年金

啓発用品を用いてPRを依頼。

○視察研修

場所日程については事務局・会長に一任する事で決定。

◎ 議 長 それではその他に無いようでありますので、以上でその他を終わりといたします。

7 閉 会 渡邊職務代理者